令和元年度 金沢市働き方改革チャレンジ宣言企業　募集要項

１　目的

働き方改革に意欲的に取り組む「金沢市働き方改革チャレンジ宣言企業」（以下、「チャレンジ企業」という。）を募集し、その取組の経過や成果等を金沢イクボス企業同盟と連携し、広く発信することで、市内の企業等における「働き方改革」の機運醸成や取組拡大を図ることを目的とする。

２　チャレンジ企業の対象

働き方改革の推進途上にある企業等であって、次のいずれにも該当する者とする。

① 金沢市内に事業所を有していること
② 就業規則を作成し、労働基準監督署に届出を行っていること
③ 過去に「金沢市はたらく人にやさしい事業所表彰」を受賞していないこと
④ 次のいずれにも同意すること
　ア 働き方改革の取組内容及び経過を社内外に向けて公表する※こと
　イ 市が実施する事業（働き方改革研究事業 等）に協力すること
⑤ 市税の滞納がないこと
⑥ 反社会的勢力等※が経営に関与し、又は関係を有していないこと

３　チャレンジ企業への応募

（１）チャレンジ企業に応募しようとする企業等は、次の①～④について予め設定すること。

① 取組テーマ

現在の課題に対し、次のテーマⅠ～Ⅲの中から２以上について取り組むものとし、うち１つを重点テーマに位置づけること。（（ ）内は、取組観点の例）

Ⅰ 多様な人材の活用
（女性･高齢者･障害者等の活用推進、早期の離職防止　等）

Ⅱ 労働生産性の向上
（業務効率化、ICT 活用、人材育成、健康経営推進 等）

Ⅲ 労働環境の改善
（長時間労働の是正、多様な働き方の導入、社内の意識改革 等）

② 目標

取組テーマごとに、具体的な数値や望ましい状態を示すこと。

③ 取組内容

目標達成に向けて実施する具体的な取組内容を示すこと。

④ 取組期間

概ね１年以上２年以内とすること。

２．④ア ※）公表の方法（下記のいずれも実施すること）

・市が実施する公開セミナー等での報告発表及び資料配付
・自社ホームページでの公表
・市及び金沢イクボス企業同盟が管理する広報媒体での社名や上記資料の掲載

２．⑥　※）暴力団、暴力団員、右翼団体、その他これに準ずる者

（２）応募方法

応募は、応募申請書（様式第１号）に、次の書類を添付して、直接又は郵送で提出すること。

① 会社概要パンフレット（ホームページの写し可）

② 最新の就業規則の写し（労働基準監督署へ提出済みのもの）

（３）応募期間

令和元年５月１０日（金）から ６月２１日（金）まで （〆切当日消印有効）

（４）提出･問合せ先、受付時間

金沢市経済局労働政策課 （市庁舎 新館２階）

〒920-8577 金沢市広坂１丁目１番１号（直接持参の場合）平日 9:00～17:45

電話:(076)220-2199 FAX:(076)260-7191 Email:roudou@city.kanazawa.lg.jp

４ 審査・決定

応募期間終了後、応募内容の確認及びチャレンジ企業の対象要件を満たしているかの審査を行い、事業規模・業種・取組テーマ・取組内容等を勘案して、５社程度を「働き方改革チャレンジ宣言企業」として決定し、当該応募をした企業等に通知する。

５ 「チャレンジ宣言書」の作成・公表・実践

（１）チャレンジ企業の決定を受けた企業等は、速やかに「チャレンジ宣言書」（様式第２号）を作成し、市へ提出するとともに、自社ホームページ等でこれを公表すること。

（２）チャレンジ企業は、目標の達成に向けて意欲的に働き方改革に取り組むとともに、市が実施するワークショップ等において継続的な題材提供を行い、取組のブラッシュアップを図ること。

６ チャレンジ企業の特典

市は、チャレンジ企業を対象に、以下の①～④を行う。

① 学生向け就職イベントで、働き方改革に意欲的に取り組む企業として紹介

② チャレンジ宣言書や取組経過・成果等を、「金沢市はたらくサイト」など市の広報媒体等を活用して広くＰＲ

③ 令和元年度に市が主催する就職イベントへの参加優先権の付与

④ 市の「働きやすい職場環境づくりアドバイザー（社会保険労務士）」が訪問し、働き方改革の取組を支援

７ 「金沢市はたらく人にやさしい事業所表彰」

チャレンジ企業として取り組んだ結果、着実な成果を挙げ、他の模範となると認められる取組は、「金沢市はたらく人にやさしい事業所」への応募により、表彰の選考対象となる。